

志摩市まちづくり基本条例推進委員会委員 募集要項

【募集趣旨】 志摩市まちづくり基本条例第31条に規定する、「志摩市まちづくり基本条例推進委員会」を設置するにあたり、広く市民の皆さんからご意見を頂くため、次のとおり委員を公募します。

まちづくり基本条例推進委員会は、

①条例の運用状況を把握し、適切な運用を図ること。

②条例の周知及び啓発に関すること。

③条例の検討及び見直しに関すること。

などについて取り組みます。

【募集人員】 2名程度（応募者多数の場合は選考）

【活動内容】 年1回程度の会議に出席いただき、条例の適切な運用を図るためのご意見をいただきます。

【委員任期】 令和8年1月1日 ～ 令和9年12月31日（2年間）

【募集期間】 令和7年10月20日（月） ～ 11月28日（金）※当日必着

【応募資格】 市内に在住する18歳以上（申込日時点）の人で、平日に市内で開催される委員会に参加できる人（国、地方公共団体の議員及び常勤の公務員を除く。）

【応募方法】 所定の「申込書」様式に住所、氏名、年齢等のほか、志望動機※400字程度（任意様式でも可）を記入し、人権市民協働課へ直接提出してください。（郵送・FAX・Eメールも可）

【注意事項】 ○応募に係る諸費用は、応募者の負担とします。
○応募された書類はいかなる理由があろうと返却できません。
○個人情報については、応募の目的外には使用せず、適切な保護と管理に当たります。

* 応募先・問い合わせ先

志摩市役所 市民生活部 人権市民協働課

〒517-0592

志摩市阿児町鵜方3098番地22

【TEL】 0599-44-0227

【FAX】 0599-44-5260

【Eメール】 jinkenshimin@city.shima.lg.jp